

公益法人認定法に係る主な検討事項について

公益認定の基準(続き)(会計、財産関係)

1. 公益目的事業比率

公益法人は「公益目的事業を行うことを主たる目的」(第5条1号)としており、公益法人が行うすべての活動の規模に占める公益目的事業の規模の割合は少なくとも半分を占めていることが必要である。かかる考え方を具体化した上で、法人の事業規模を測るための指標として、費用を採用している。

(公益目的事業比率の定義)

$$\frac{\text{公益目的事業の実施に係る費用}}{\text{公益目的事業の実施に係る費用} + \text{収益事業等の実施に係る費用} + \text{公益法人の運営に必要な経常的経費}}$$

【 公益目的事業の実施に係る費用、収益事業等の実施に係る費用、経常的経費】

公益法人会計基準(抄) (公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)
別表2 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領
事業費: 事業の目的のために直接要する費用で管理費以外のもの
管理費: 各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用

【 無償の役務提供】

対象範囲、算定方法等

一定の条件と算定方法の下で、無償の役務提供を事業規模に算入することが考えられる。

公益法人制度改革に関する有識者会議報告(抄)(平成16年11月19日)

「3.(2) イ(ア)公益的事業の規模

…例えば、公益性を有する法人の公益的事業が主として無償の労務提供により支えられている場合等、支出規模以外の視点も含めて、法人個別の事情も斟酌することが望ましいと考えられる…」

【 将来の特定の事業に係る費用】

積立金に関する考え方、基準

将来の特定の事業の費用に充てるための財源として特別に管理された資金については、一定の条件の下で、事業規模に算入することが考えられる。

【 その他】

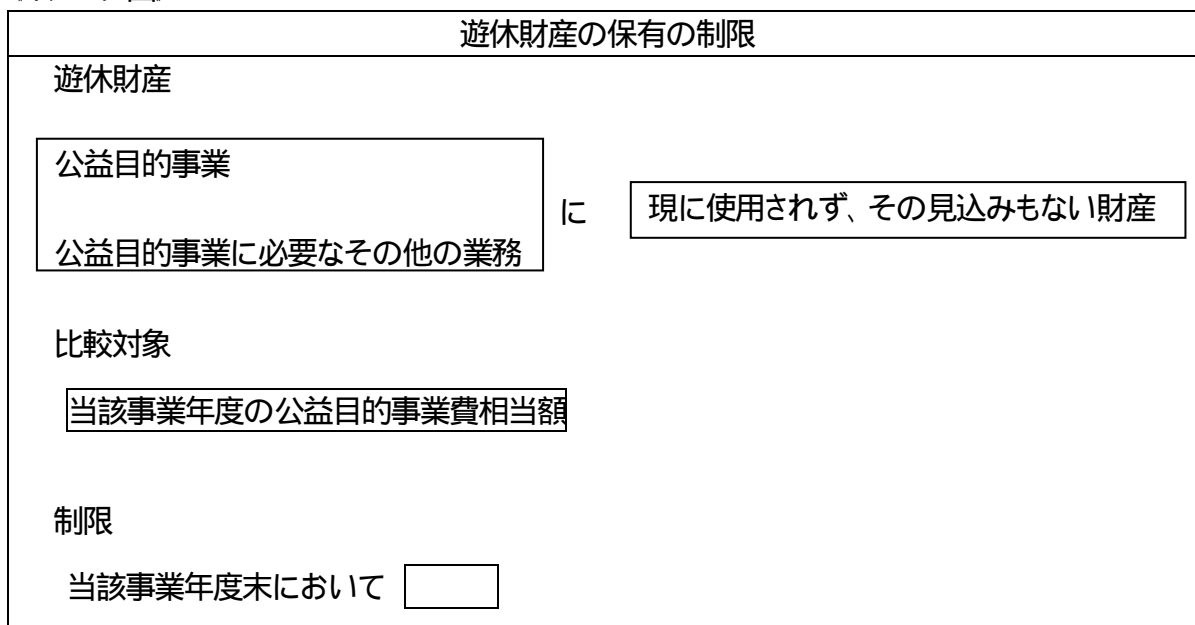
非減価償却資産の扱い

土地等を使用して事業を実施している場合に、一定の計算により事業規模に算入することが考えられる。

2. 遊休財産額の保有の制限

公益法人が公益目的事業のために取得、形成した財産が、法人内部で死蔵されることなく、速やかに公益目的事業に使用されるよう、事業に現に使用されておらず、使用の見込みもない財産の額について、保有可能な上限額を設けている。

(イメージ図)



【 遊休財産額の算定方法】

公益目的事業等への使用、処分の見込みが明らかではない財産を遊休財産。

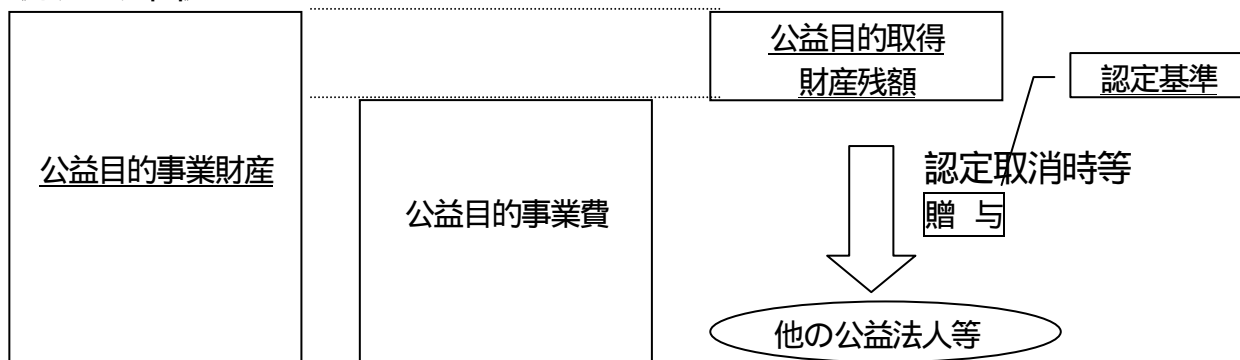
【 公益目的事業の実施に要した費用の額・・・を基礎として・・・算定した額】

将来の特定の事業に係る費用、積立金に関する考え方、基準

その他(非減価償却資産の扱い)

3. 公益目的事業財産と公益目的取得財産残額

〈イメージ図〉



(1) 公益目的事業財産

公益法人が公益目的事業の実施により得た対価等の財産を公益目的事業のために使用、処分することを義務づけたもの。

〈公益目的事業財産の範囲と公益認定との関係〉

財産の種類	財産取得時期	
	認定前	認定後
寄附(除:寄附者が公益目的事業以外に用途を指定)		
補助金等(除:交付者が公益目的事業以外に用途を指定)		
公益目的事業の対価		
収益事業等の収益の一定割合		
上記財産を支出して取得した財産		
公益目的事業のために不可欠な特定の財産	(注)	
公益目的事業の用に供する表示をした財産		
上記のほか内閣府令で定める財産	内閣府令による	

(注)公益目的取得財産残額からは、計算上、除外される。

【公益目的事業財産に組み入れる財産の範囲】

収益事業等の収益の割合、その他の財産

公益法人の設立許可及び指導監督基準(抄)

2.(6) 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

(2) 公益目的取得財産残額

公益法人が公益目的事業の実施により得た対価等の財産は、公益目的事業のために使用されることが求められることから、これらの財産が認定取消後も公益的な事業のために使用、処分されることを確保するため、認定取消時の公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与することを公益法人に義務付けている。

【公益目的取得財産残額の算定方法】

公益目的事業の用に供している財産(公益認定を受けた日前に取得した5条16号の財産を除く)及び公益目的事業に使用すべき未使用財産。

毎事業年度、公益目的事業財産の増減を計算し、年度末における公益目的取得財産残額を算出することが考えられる。

(公益法人認定法 参考条文)

公益目的事業比率

(公益認定の基準)

第5条

- 八 その事業活動を行うに当たり、第15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれるものであること。

(公益目的事業比率)

第15条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

遊休財産額の保有の制限

第5条

- 九 その事業活動を行うに当たり、第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること。

(遊休財産額の保有の制限)

第16条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

- 2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

公益目的事業財産

第2款 公益目的事業財産

第18条 公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産(財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)
- 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 六 第5条第十六号に規定する財産(前各号に掲げるものを除く。)
- 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

公益目的取得財産残額

第5条

十七 …公益認定の取消しの処分を受けた場合…において、公益目的取得財産残額(第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

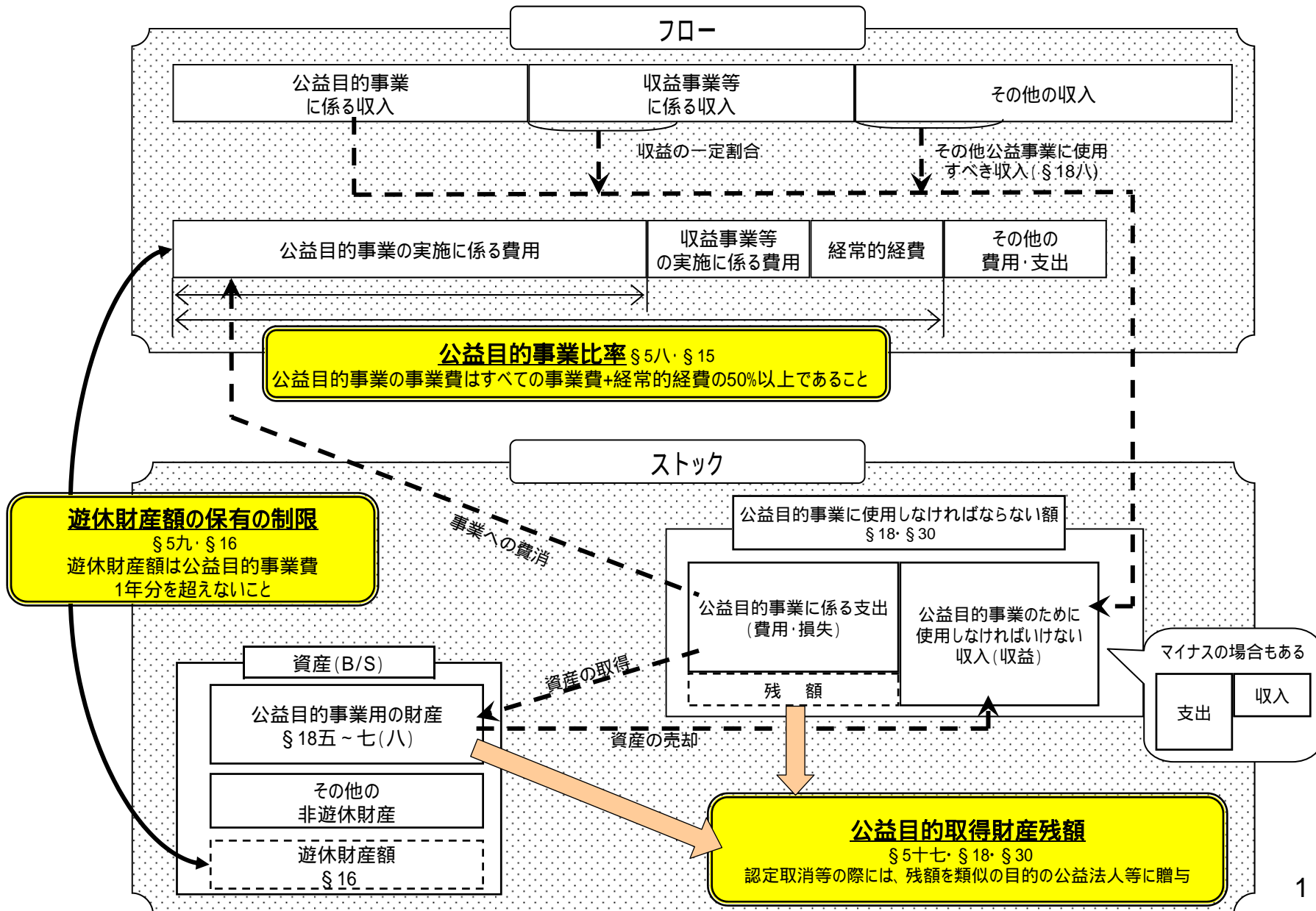
第30条

- 2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。
 - 一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産(第18条第六号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日以前に取得したものを除く。)
 - 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産

- 三 公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額
- 3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

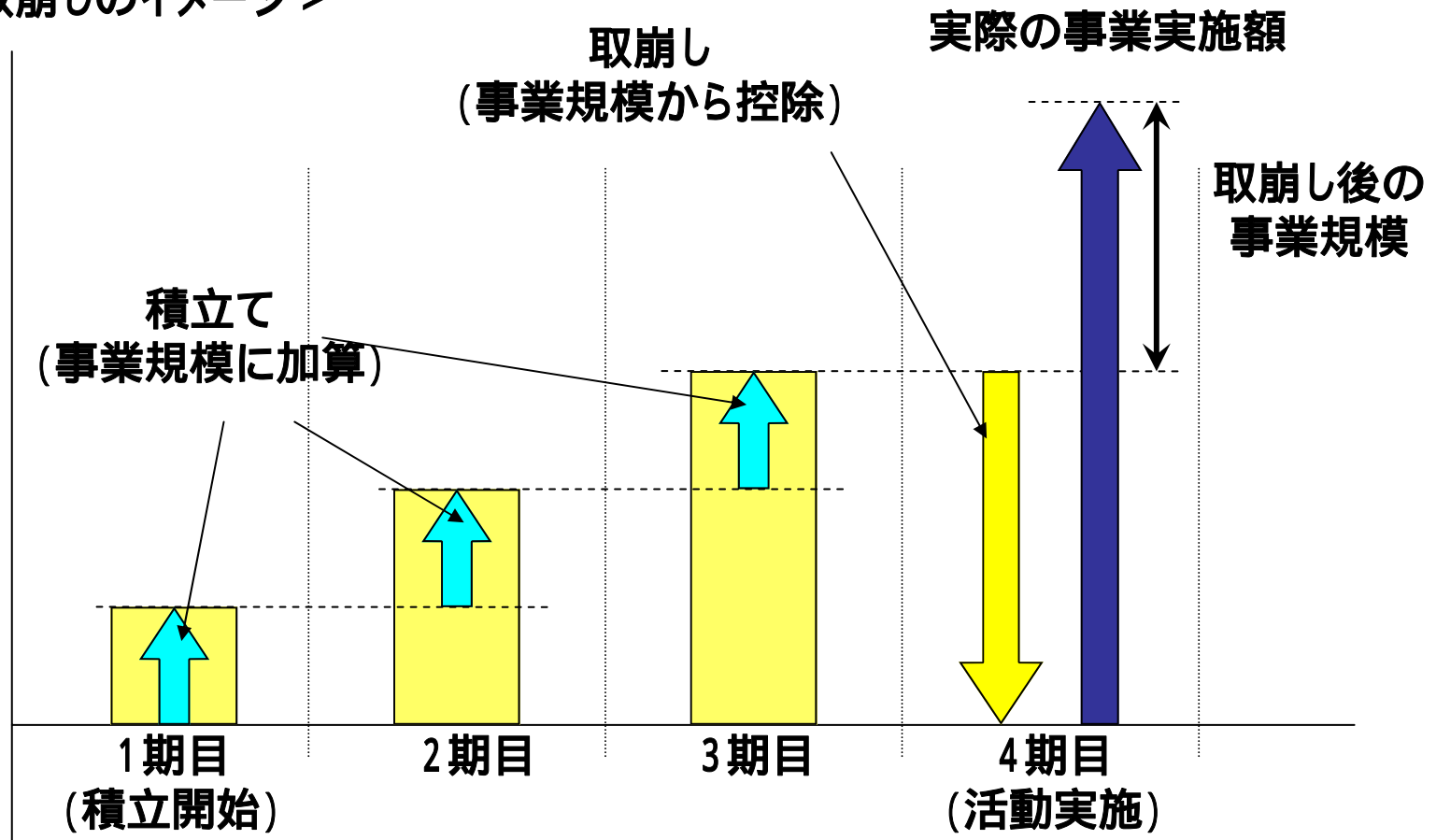
内閣府令が関係する財務関係の主な認定基準

(参考)



将来の特定の費用のための資金

< 積立て・取崩しのイメージ >



公益目的事業財産(第18条)・公益目的取得財産残額(第30条)の概要

